

いじめ防止基本方針

令和4年度
市原市立鶴舞小学校

市原市立鶴舞小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための基本的な考え方

児童は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切な事である。

児童は、豊かな人間関係の中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活することができる。

しかし、児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、**安心して生活することができなくなり**、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。

いじめは、児童にとってその健やかな成長への障害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立ち、学校全体でいじめを排除していかなければならない。

そこで、鶴舞小学校では、教育目標を「**子ども・保護者・地域から信頼される学校づくり**」とし、目指す子ども像である「**自分の成長が実感できる**」の具現化を図る中で「相手を認め、思いやる子」を育てていく。そして、いじめに関しては、どの児童にも、どの学校にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合には、早期に解決できるよう教育委員会、保護者、関係機関と連携し、防止等に全力を注ぐ。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法より】

2 いじめ防止等のための組織について

(1) いじめ・生徒指導委員会について

- ① **会議の開催計画**
月1回（職員会議後）
- ② **構成メンバー**
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学級担任、養護教諭
スクールカウンセラー（必要に応じて）
- ③ **委員会の役割**
 - ・生徒指導上の課題、問題を確認し、対応策等の共通理解を図る。
 - ・教育相談週間の内容の確認をする。
 - ・いじめアンケート調査を実施する。
 - ・児童の問題行動の確認と対策を検討する。

(2) 学校いじめ問題対策委員会について

① 会議の開催計画

【定期開催】

4月、9月、1月、3月に開催

【臨時開催】

必要な事案が発生した時に、校長が委員を招集する。

② 構成メンバー

【定期開催】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、学級担任
養護教諭

【臨時開催】

定期開催のメンバーに当該児童担当教諭を加え、事案によりメンバーを追加する
PTA 会長、学校評議員、スクールカウンセラー、青少年指導センター職員
警察官など

③ 委員会の役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正の中核となる。
- ・いじめの相談、通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時や重大事態の発生時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

3 いじめの未然防止に関すること

いじめ防止等においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。豊かな人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめを許さない土壌をつくるため、年間を通して未然防止のための取組を計画、実施する。

(1) 学校として

- ① 体験活動、奉仕活動、道徳の時間の充実（年間）等を積極的に推進し、人間関係や生活経験を豊かにする取組を進める。
- ② 「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等、いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できる児童を育成する。
- ③ いじめについて大人に訴えることは、勇気ある正しい行為であり、学校はいじめられている児童を徹底して守り通す、という明確な姿勢を日頃から言葉と態度で示していく。
- ④ 生徒指導の機能を重視した「わかる授業の展開《児童に自己有用感を持たせる場面や、自己決定の場面を与えるなどの取組》」が自己有用感を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを共通理解していく。
- ⑤ 過度の競争意識や勝利至上主義等、児童のストレスを高め、いじめを誘発するおそれがある要因について職員研修（4月・9月・1月）等で確認する。
- ⑥ 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

(2) 児童として

学級活動や児童会活動に児童が参加する中で、相手を思いやる心の育成や、学年に応じて、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け支援していく。《JRC 委員会による JRC 登録式（6月）、わくわく遊び（縦割りグループによる異学年交流・年間）、介護施設・福祉施設との交流》

(3) 教職員として

- ① 教職員の言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ② 特別支援学級及び通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、自分の思いや悩みを表現することが苦手な児童もおり、いじめ等のトラブルに発展することがある。このような児童に対するいじめを未然に防止するために、全教職員による支援体制を確認する。

(4) 関係機関として

インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるいじめに対しては、青少年指導センター、市原警察署及び千葉県警察（少年課、内房少年センター、サイバー犯罪対策課）等と連携して児童及び保護者に指導していく。

4 いじめの早期発見に関すること

いじめは、インターネットやソーシャルメディアを含めて、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、いじめの早期発見等のためささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

(1) 学校として

- ① 定期的なアンケート調査（5月・11月）や教育相談の実施（6月・12月）等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、職員会議やいじめ・生徒指導委員会等で、いじめの実態把握に努め、分析を行い適切に対応する。
- ② 学級担任と養護教諭の連携を効果的に行い、児童の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。

(2) 教職員として

- ① 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう積極的に情報収集を行う。
- ② 担任を中心として、生活ノートを活用した指導など日常の教育活動を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制を整える。
- ③ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ④ いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反することとなる。

5 いじめへの対処に関すること

いじめへの対処については、いじめの発見、通報を受けた場合に特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童についても、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する必要がある。そのためには、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関とのスムーズな連携等、対応のための体制を整えておく。

(1) 被害児童への対処

被害児童に対しては、被害児童を守り通すという姿勢の下、保護者と連絡の上、対応及び支援を行うことが必要である。

- ① 被害児童の心的な状況等を十分に確認し、被害児童や情報を提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ② 被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じてスクールカウンセラー及びスーパーバイザーなどの（外部）専門家により、児童を支援する。
- ③ 被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室で指導するなど、状況に応じて被害児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ④ 被害児童が加害児童との関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の機会を設けて、関係修復を図る。
- ⑤ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(a) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設置するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、そうとうの期間を設置して状況を注視する。

(b) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童本人及びその保護者に対し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び、加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

(2) 加害児童への対処

加害児童に対しては、家庭環境や障がい特性など教育的配慮の下、以下のような措置を講じていくことが必要である。

- ① いじめたとされる児童から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得たり、関係機関と連携したりして組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置を講じる。
- ② 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言を行う。
- ③ 加害児童に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解させる。
- ④ 加害児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して、心理的な孤立感、疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほかさらに警察との連携による措置も含め、対処する。
- ⑤ いじめ行為が止まない等の事案について、加害児童の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項の規定に基づき当該児童の出席停止を命ずる等、被害児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずることができる。

(3) 周囲の児童への対処

被害児童及び加害児童の問題にとどめず、当該児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、学級での話し合いや全校集会等を行い再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進める。

6 学校として特に配慮が必要な児童への対応について

- ① 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことを留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ③ 性同一障害や性的嗜好・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的嗜好・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ④ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被害児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境へ不安等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ⑤ 上記の①～④以外で、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うこととともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

7 いじめの相談・通報窓口について

いじめ発見の一番のきっかけは、本人からの訴えである。学校、家庭、地域の中に悩みを相談できる大人や仲間が存在することが重要となる。教育相談、保護者面談、いじめアンケートや日常の観察から、どのような人間関係の中で生活を送っているか把握する。悩みを一人で抱えず、誰かに訴え出ることには卑怯な行為ではないと理解させ、「話す勇気」を持たせる。学校では「被害者の保護」、「秘密の厳守」、「全職員での見守り」をいつでも実行できる体制が整っていることを、学校だよりや学年だより、PTA 定期総会や個人面談を通じて、児童、保護者に発信する。

8 いじめを認知した場合の対処

(1) 通報連絡体制

いじめを認知した教職員、いじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まずに直ちに生徒指導主任、教頭、校長等へ報告する。報告されたいじめ事案についてはすべて教頭へ報告し、必要に応じて学校いじめ問題対策委員会を開催し、対応を検討する。

(2) 聞き取り調査と記録

いじめの疑いがある場合は、わずかな兆候であっても早期対応を行う。事実の確認と背景の調査については当該児童や周囲の児童に聞き取り調査を行う。聴取の際には原則、複数の教職員で行う。聴取時間、休息や食事時間、質問内容については指導や記録を行う。組織内で十分に打合せを行い、時間の超過が心配されるときには、指導中であっても中断するよう複数の教職員で注意を払う。聞き取りは事実の確認を趣旨とし、決めつけた聴き方や暴言は慎む。記録については、聞き取り調査と並行して行うものと、事実を確認した上、まとめた記録の両方を保存する。

(3) 被害児童の保護と対応

いじめ事案が発生した場合の最優先事項は被害者の保護である。いじめ加害者や周囲の者からの圧力に苦しまないよう十分配慮しなくてはならない。学校で確認されたいじめの事実については、被害児童、加害児童、双方の保護者に情報提供や通告を行い、学校、家庭、地域の多くの大人が見守れるように情報を共有する。被害児童や保護者へは「徹底して守り抜く」ことを伝え、不安な点や学校生活における配慮について聴取を行い、対応策を示す。必要に応じて別室での学習やカウンセラーとの面談を行えるように速やかに準備する。

(4) 関係機関との連携

いじめが暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する行為である場合は、警察等関係機関と連携した対応を行う。また、困難な事案に対しては、市原市教育委員会に指導、助言等を求める。

9 いじめ認知後の指導

(1) 被害児童のサポート

いじめが認められた場合、被害児童の学校生活を送る上での不安を取り除き、安心して活動できるように配慮する。加害児童と同室での活動が困難な場合は、加害児童を別室で学習させる等の措置をとる。心のケアについてはスクールカウンセラー等を交えた対応会議をもって継続的な支援を行う。また、被害児童にとって信頼できる人と連携し、学校の内外を問わず見守れる環境を整備する。

(2) 加害児童への指導

いじめが認められた場合、速やかに止めさせる。その上で事実の確認を行い、対応を検討する（学校いじめ問題対策委員会）。特にいじめが重大な人権侵害行為であり、人として許されることではないという点については十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。複数の教員が連携して、組織的にいじめを止めさせるとともに、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達にも配慮する。発達段階に課題が認められる場合は、保護者にも伝え、スクールカウンセラー等を交えた面談、助言を行う。特別指導に関する内規を点検し、関係する内容を児童、保護者に周知する。

(3) 周囲の児童への指導

いじめの事実確認を行い「傍観者」、「観衆」となっている児童に対し、自分の問題としてとらえるよう指導を行う。周囲の行動がいじめを受けた児童にとって孤独感や孤立感を強めることを十分理解させ、そのつらさや苦しさに共感できるようにする。

また、日頃から全教職員が「いじめは絶対に許さない」ことを徹底して児童に伝え、未然防止や教師への報告を呼びかける。

10 重大事態への対処について

(1) 重大事態の意味

① いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、児童・生徒の状況に至る要因が当該児童・生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断するが、例えば、次のケースが想定される。

○児童・生徒が自殺を企図した場合

○身体に重大な障害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神症の疾患を発症した場合

「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

ただし、児童・生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

【国の基本方針より】

(2) 重大事態の報告

重大事態であると判断した場合には、法第30条第1項の規定により、直ちに教育委員会に報告する。なお、報告期限等については、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」行うものとする。不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと扱い、適切に調査を行った上で報告する。

(3) 調査

調査は、学校と教育委員会が事実に向き合い、当該重大事態に対処するとともに、その後の同種の事態の発生を防止に資するために行う。

調査を行う組織

[対象事案]

- いじめにより、当該学校に在籍する児童・生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 被害児童・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申出があったとき。
- いじめにより、当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間（不登校の定義を踏まえ年間30日が目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

[調査組織]

- 法第28条第1項の規定により、学校いじめ対策組織を母体として公平性・中立性の確保に配慮しながら、学校評議員、PTA役員などの教職員以外の委員を加えながら、「学校いじめ問題対策委員会」を設置し、調査を行う。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の事実関係を明確にするために、次の点について事実関係を、可能な限り調査する。

- ① 当該重大事態に至る要因となったいじめが、誰が、誰から、何を、いつ（いつ頃から）、どこで、なぜ、どのような態様であったか。
- ② いじめが発生した背景・事情や児童・生徒の人間関係にどのような問題があったか。このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法を決定の上、適切に調査を進める。学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。調査による事実関係の確認とともに、加害児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。また、被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、被害児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、安心した学校生活や学習に集中できるような支援が必要である。

【児童や教職員に対するアンケートや聞き取り調査】（10年間保存）

① 被害児童からの聞き取りが可能な場合

被害児童からの聞き取りが可能な場合、被害児童から十分に聞き取るとともに、被害児童及び情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

② いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童から聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、実施する必要がある。

(5) 調査を行う際の留意事項

- ① 事案の重大性を踏まえ、教育委員会において、出席停止措置等の活用やいじめられた児童はその保護者が希望する場合には、就学校の変更などの弾力的な対応の検討が可能である。
- ② 教育委員会は、被害児童及びその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために速やかに加害児童に対し、出席停止を命ずることができる。その際には、家庭の環境や教育力を加味して判断する。
- ③ 学校及び教育委員会は、児童や保護者へのケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない判断と一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。
- ④ 調査を開始する前に、被害児童及びその保護者に対して、被害児童及び保護者の意向を踏まえた調査を行うことを丁寧に説明しておく。また、調査結果の提供については、どのような情報を、どのような形式で被害児童及びその保護者に提供するのかを説明しておく（個人情報については、個人情報保護条例等により提供できない場合があることなど）

【自殺の背景調査における留意事項】

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

(5) 調査の結果を踏まえた措置等

- ①いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報の提供
調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。なお、これらの提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。
- ②調査結果の報告
調査組織の調査結果については、学校から教育委員会に報告し、教育委員会を通じて、市長に報告する。
- ③調査結果の公表
調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容を被害児童、保護者と確認をしておく。

1 1 公表、点検、評価等について

策定した学校いじめ防止基本方針については、学校ホームページで公表するとともに保護者会や学校だより等で保護者や地域へ周知を行う。また、学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置付ける。学校評価の項目にも、いじめに関する内容を盛り込み、結果の公表をする。評価にあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が評価されるよう行う。

12 いじめ問題防止、早期発見に向けた取組計画

実施月	実施内容
4月	○学級担任による児童理解のための引き継ぎ ○職員研修 ○いじめに関する学級指導（いじめ防止強化月間） ○学校いじめ問題対策委員会の開催
5月	○Q-Uアンケートの実施 ○いじめアンケートの実施 ○奉仕作業
6月	○体験活動（4・5年宿泊） ○教育相談週間 ○JRC委員会によるJRC登録式
7月	○保護者面談 ○非行化防止パトロール ○奉仕作業
8月	○非行化防止パトロール
9月	○学校いじめ問題対策委員会の開催 ○教育相談週間 ○職員研修 ○非行化防止パトロール ○いじめに関する学級指導（いじめ防止強化月間）
10月	○体験活動（6年修学旅行）
11月	○いじめアンケートの実施
12月	○介護福祉施設との交流 ○教育相談週間 ○保護者面談
1月	○学校いじめ問題対策委員会の開催 ○職員研修 ○いじめに関する学級指導（いじめ防止強化月間）
2月	○教育相談週間
3月	○学校いじめ問題対策委員会の開催
年間	○わくわくタイム（異学年交流） ○個別の生徒指導カルテの活用 ○生徒指導・教育相談連絡票の活用 ○いじめ発見チェックシートの活用 ○いじめ・生徒指導委員会の開催